

令和元年広島県議会 12月定例会に提案された
教育委員会関係の議案に対する意見について

令和元年広島県議会 12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則(昭和53年広島県教育委員会規則第1号)第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和元年 12月 18日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 臨時に代理した理由

令和元年広島県議会 12月定例会に提案された教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案…………… P4 ~ 46
- (2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案…………… P47 ~ 55
- (3) 令和元年度教育委員会関係補正予算案…………… P56 ~ 61
- (4) 権利の放棄について…………… P62 ~ 70

3 臨時代理年月日

令和元年 12月 3日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

- (2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」（概要）

1 人事委員会勧告等に基づく改正

(1) 給料月額の変改

- ア 公民較差（0.08%）を解消するため、給料月額を人事委員会勧告どおり改定
- イ 地域手当の変改に伴い、給料月額を1.3%引上げ

(2) 諸手当の変改

- ア 住居手当について、
 - ・手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ（12,000円→14,000円）
 - ・手当額の支給上限額を引上げ（27,000円→28,000円）
- イ 地域手当について、地域手当の支給割合を1.3%引下げ
- ウ 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ
- エ 任期付研究員及び任期付職員に係る期末手当について、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ

(3) 短時間勤務会計年度任用職員の給与変改

(1) に伴い、短時間勤務会計年度任用職員の給与を改定

- ・職員の給与に関する条例
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ・市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

2 特別職の期末手当の引上げ

- ・6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ
- ・特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

3 地方公務員法の一部改正に伴う改正

臨時的任用職員等に係る規定について、所要の改正

- ・職員の給与に関する条例
- ・職員の退職手当に関する条例
- ・広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

4 施行期日等

- (1) 1 (1) ア, (2) ウ及びエ並びに2について 公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用
- (2) 1 (1) イ, (2) ア及びイ, (3) 並びに3について 令和2年4月1日

令和元年12月定例会 補正予算の概要
 《教育委員会関係抜粋》

1 提案事項

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
国庫支出金	28,142,857	96,077	28,238,934	義務教育費負担金96,077
教育委員会計	42,104,973	96,077	42,201,050	

(2) 歳出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説明
教育委員会費	33,255	85	33,340	給与改定に伴う補正85
事務局費	2,865,457	8,067	2,873,524	給与改定に伴う補正8,067
教職員費 (小学校費)	57,009,916	203,700	57,213,616	給与改定に伴う補正203,700
教職員費 (中学校費)	33,337,095	105,082	33,442,177	給与改定に伴う補正105,082
高等学校総務費	39,665,957	117,330	39,783,287	給与改定に伴う補正117,330
特別支援学校費	16,318,126	47,785	16,365,911	給与改定に伴う補正47,785
社会教育総務費	793,953	2,513	796,466	給与改定に伴う補正2,513
教育委員会計	165,965,330	484,562	166,449,892	

【要求内容】

- 給与改定に伴う補正 484,562千円
 平成31年4月の公民較差に基づく給与改定

業務委託契約の解除に伴う違約金に係る権利の放棄について

1 要 旨

業務委託契約の解除に伴う違約金について、債務者の破産手続廃止により回収不能となったことから、当該権利を放棄することとする。

2 放棄する権利

調定年度	平成29年度
債権額	33,642円
債務者	株式会社プライムマネージメント
権利放棄理由	破産手続廃止により破産手続が終了し、回収不能となったため。

(参考) 契約解除した業務

契約業務	広島県西部教育事務所芸北支所庁舎清掃業務
履行期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日
委託料	544,320円
契約解除日	平成30年2月20日
契約解除理由	受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められたため。
違約金	54,432円（委託料の10分の1に相当する額） ※うち20,790円については、未払の委託料と相殺済。

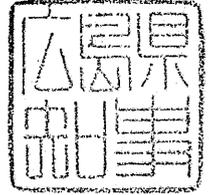
3 その他

他部局においても、株式会社プライムマネージメントを債務者とする契約解除に伴う違約金の権利放棄について、令和元年広島県議会12月定例会に提案する。

令和元年12月2日

広島県教育委員会様

広島県知事
(人事課)



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

- 2 議会への提出
令和元年広島県議会12月定例会

県第二百二十八号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第十八条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五(特定幹部職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>3—5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第十八条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>3—5 (略)</p>

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 母給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,200	231,600	265,500	319,300	435,300	461,300	509,300
	2	147,300	233,200	267,300	321,500	439,300	465,300	513,300
	3	148,500	234,700	269,100	323,800	445,300	471,300	519,300
	4	149,600	236,300	271,200	326,000	453,300	479,300	527,300

5	150,700	237,700	272,900	328,200
6	151,800	239,400	274,700	330,200
7	152,900	240,900	276,500	332,400
8	154,000	242,500	278,500	334,600
9	155,100	243,600	280,500	336,500
10	156,400	245,100	282,500	338,700
11	157,700	246,700	284,400	340,700
12	159,000	248,000	286,300	342,900
13	160,200	249,500	288,200	344,700
14	161,700	250,900	290,000	346,700
15	163,200	252,200	291,900	348,700
16	164,800	253,600	293,700	350,700
17	166,000	255,100	295,500	352,400
18	167,500	256,600	297,500	354,400
19	169,000	258,300	299,600	356,200
20	170,500	260,100	301,600	358,100
21	171,800	261,700	303,300	360,000
22	174,500	263,400	305,400	361,900
23	177,100	265,000	307,400	363,900
24	179,700	266,600	309,500	365,800
25	182,300	268,500	311,200	367,800
26	184,000	270,300	313,300	369,700
27	185,600	272,000	315,300	371,700
28	187,300	273,700	317,200	373,700
29	188,800	275,400	318,900	375,200
30	190,500	277,100	320,900	377,000
31	192,300	278,900	322,900	378,800
32	194,000	280,400	325,000	380,400
33	195,600	281,900	326,200	382,200
34	197,400	283,800	328,200	383,600
35	199,200	285,600	330,000	385,100
36	201,000	287,500	332,100	386,700
37	202,500	289,100	334,000	388,100
38	204,300	290,800	335,900	389,300
39	206,100	292,600	337,900	390,500
40	207,900	294,400	339,800	391,600
41	209,500	295,900	341,600	392,700
42	211,300	297,600	343,500	393,900
43	213,100	299,100	345,300	395,100
44	214,900	300,700	347,200	396,200
45	216,300	302,300	348,700	396,900
46	218,100	304,000	350,100	397,600
47	219,800	305,600	351,600	398,300
48	221,600	307,300	353,100	399,000
49	223,300	308,200	354,700	399,600
50	225,000	309,700	356,100	400,200
51	226,600	311,200	357,600	400,700
52	228,200	312,800	359,100	401,100
53	229,600	314,400	360,500	401,500
54	231,300	316,000	361,500	401,800
55	232,900	317,600	362,700	402,100
56	234,500	319,100	363,900	402,400
57	235,500	320,600	364,800	402,700
58	237,000	321,800	365,800	403,000

再任
用職
員以
外の
職員

59	238,400	323,000	366,800	403,300
60	239,600	324,200	367,800	403,600
61	240,800	324,900	368,800	403,900
62	242,000	325,800	369,700	404,200
63	243,000	326,600	370,600	404,500
64	244,200	327,400	371,500	404,800
65	245,500	328,300	372,300	405,100
66	246,500	328,700	373,000	405,400
67	247,700	329,400	373,800	405,700
68	249,000	330,200	374,600	406,000
69	249,900	331,000	375,200	406,200
70	251,200	331,700	375,900	406,500
71	252,400	332,400	376,600	406,800
72	253,700	333,100	377,300	407,100
73	255,100	333,600	377,800	407,300
74	256,500	334,200	378,500	407,600
75	257,700	334,700	379,100	407,900
76	258,900	335,300	379,700	408,100
77	260,100	335,600	380,100	408,300
78	261,300	336,100	380,700	408,600
79	262,600	336,500	381,300	408,900
80	263,700	337,000	381,900	409,100
81	264,800	337,400	382,300	409,300
82	265,900	337,900	382,800	409,600
83	267,200	338,400	383,300	409,900
84	268,500	338,900	383,900	410,100
85	269,500	339,200	384,200	410,300
86	270,600	339,600	384,600	
87	271,900	340,100	385,000	
88	273,200	340,500	385,400	
89	274,100	340,800	385,700	
90	275,100	341,200	386,000	
91	276,000	341,700	386,300	
92	277,100	342,100	386,600	
93	278,200	342,300	386,800	
94		342,700	387,100	
95		343,200	387,400	
96		343,600	387,600	
97		343,800	387,800	
98		344,200	388,000	
99		344,600	388,300	
100		344,900	388,500	
101		345,200	388,700	
102		345,600	388,900	
103		346,000	389,200	
104		346,400	389,400	
105		346,900	389,600	
106		347,300		
107		347,700		
108		348,100		
109		348,600		
110		349,000		
111		349,300		
112		349,600		

	113		350,100						
再任用職員		215,300	255,300	287,100	315,200	356,900	390,000	441,100	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	170,000	185,700	211,700	251,400	294,400	320,300	347,700	382,000	422,900
	2	171,700	187,400	213,700	253,200	296,200	322,500	349,900	384,200	424,700
	3	173,500	189,200	215,700	255,000	298,300	324,600	352,200	386,100	426,600
	4	175,200	191,000	217,700	256,800	300,600	326,600	354,400	388,200	428,500
	5	176,700	192,800	219,700	258,500	302,300	328,800	356,400	389,900	429,900
	6	178,500	195,100	221,500	260,300	304,400	330,700	358,500	391,900	431,600
	7	180,300	197,400	223,500	261,900	306,400	332,900	360,700	393,700	433,200
	8	182,200	199,700	225,400	263,600	308,500	334,900	362,900	395,500	434,700
	9	183,800	201,700	227,500	264,900	310,400	336,600	364,600	397,200	436,300
	10	185,500	204,300	229,300	266,500	312,600	338,900	366,800	399,200	438,000
	11	187,200	206,800	231,100	267,800	314,700	341,100	368,800	401,200	439,600
	12	188,900	209,300	232,900	269,100	316,700	343,400	371,000	403,300	441,200
	13	190,700	211,500	234,700	270,500	318,800	345,400	372,800	405,000	442,300
	14	192,800	213,300	236,600	271,900	320,800	347,500	374,900	407,100	443,900
	15	194,900	215,100	238,500	273,000	322,900	349,700	376,900	409,100	445,700
	16	197,000	216,900	240,400	274,300	324,900	351,800	379,000	411,200	447,500
	17	199,100	218,800	241,900	275,000	326,600	353,800	380,600	412,900	449,100
	18	201,500	220,500	243,700	276,400	328,900	355,800	382,600	414,600	450,900
	19	203,900	222,400	245,500	277,800	331,000	357,800	384,500	416,300	452,700
	20	206,300	224,200	247,300	279,100	333,300	359,900	386,500	417,900	454,400
	21	208,700	225,900	248,900	280,400	335,200	361,600	388,200	419,600	456,000
	22	210,500	227,700	250,300	281,600	337,200	363,600	390,300	421,200	457,700
	23	212,200	229,500	251,500	282,900	339,300	365,400	392,400	422,600	459,300
	24	214,000	231,300	252,800	284,400	341,300	367,500	394,400	424,100	461,100
	25	215,900	232,900	254,100	285,600	343,200	369,200	396,100	425,400	462,600
	26	217,600	234,600	255,300	287,300	345,300	371,200	398,100	426,800	464,000
	27	219,400	236,300	256,600	289,300	347,200	373,200	400,200	428,300	465,500
	28	221,100	238,000	257,800	291,300	349,200	375,200	402,300	429,900	466,800
	29	223,000	239,200	258,900	293,200	351,000	377,000	403,800	431,200	468,000
	30	224,800	241,000	260,000	295,100	353,100	379,100	405,600	432,900	468,700
	31	226,600	242,800	261,200	296,800	354,900	381,200	407,300	434,600	469,400
	32	228,400	244,600	262,300	298,600	357,000	383,200	409,000	436,200	470,100
	33	230,000	246,000	262,800	300,300	358,400	385,100	410,700	437,600	470,600
	34	231,700	247,500	264,000	302,000	360,400	387,200	412,200	439,300	471,400
	35	233,400	248,800	265,100	303,800	362,300	389,300	413,800	441,000	472,100
	36	235,100	250,200	266,100	305,500	364,400	391,200	415,300	442,600	472,700
	37	236,300	251,500	266,900	307,300	366,300	392,900	416,600	444,000	473,000
	38	238,100	252,800	268,100	308,900	368,400	394,400	418,100	444,700	473,600
	39	239,900	254,000	269,100	310,700	370,400	395,700	419,600	445,400	474,100
	40	241,700	255,200	270,100	312,200	372,400	397,100	421,100	446,100	474,600

41	243,100	256,300	271,300	313,900	374,400	398,300	422,600	446,500	475,100
42	244,500	257,500	272,500	315,700	376,500	399,400	423,900	447,100	475,500
43	245,800	258,500	273,800	317,600	378,600	400,400	425,200	447,800	475,900
44	247,000	259,600	275,000	319,500	380,600	401,400	426,400	448,400	476,300
45	248,300	260,200	276,100	321,200	382,300	402,600	427,400	449,200	476,600
46	249,400	261,300	277,500	323,100	384,000	403,800	428,100	449,900	
47	250,400	262,400	278,800	325,000	385,600	404,900	428,900	450,400	
48	251,300	263,500	280,200	326,800	387,300	406,100	429,700	450,900	
49	252,100	264,300	282,000	328,200	388,700	407,400	430,200	451,400	
50	253,200	265,500	283,700	329,800	389,700	408,200	430,600	451,700	
51	254,300	266,500	285,200	331,200	390,700	409,000	431,000	452,000	
52	255,400	267,600	286,600	332,900	391,700	409,700	431,300	452,400	
53	255,900	268,800	288,100	334,400	393,000	410,200	431,600	452,800	
54	257,100	269,600	289,700	336,100	394,100	410,900	432,000	453,000	
55	258,000	271,000	291,300	337,700	395,200	411,600	432,300	453,300	
56	259,100	272,200	292,800	339,500	396,400	412,200	432,600	453,500	
57	260,000	273,200	294,200	340,400	397,700	412,900	432,900	453,900	
58	261,000	274,700	295,900	342,100	398,500	413,300	433,200	454,100	
59	261,800	275,900	297,700	343,700	399,300	413,900	433,500	454,300	
60	262,800	277,300	299,500	345,300	400,000	414,500	433,800	454,500	
61	263,900	278,900	300,900	346,900	400,500	414,900	434,100	454,900	
62	264,600	280,500	302,700	348,600	401,200	415,500	434,400		
63	265,700	281,800	304,500	350,300	401,900	416,000	434,700		
64	266,600	283,300	306,200	352,000	402,600	416,500	435,000		
65	267,700	284,700	307,500	353,600	402,900	417,000	435,300		
66	268,900	285,900	309,200	355,200	403,600	417,600	435,600		
67	269,900	287,300	310,600	356,800	404,300	418,000	435,900		
68	270,800	288,500	312,300	358,400	404,900	418,500	436,200		
69	272,000	290,000	313,700	359,600	405,300	418,900	436,400		
70	273,400	291,500	315,100	361,000	405,800	419,200	436,700		
71	274,600	293,100	316,400	362,300	406,400	419,500	437,000		
72	275,900	294,700	317,900	363,700	406,900	419,800	437,300		
73	277,100	295,900	318,600	364,900	407,400	420,100	437,500		
74	278,300	297,300	320,200	366,100	407,800	420,400	437,800		
75	279,600	298,800	321,700	367,400	408,300	420,700	438,100		
76	280,600	300,300	323,400	368,700	408,800	421,000	438,400		
77	281,700	301,200	325,200	370,000	409,300	421,200	438,600		
78	282,900	302,700	326,900	371,200	409,800	421,500	438,900		
79	284,100	303,900	328,500	372,400	410,400	421,800	439,200		
80	285,100	305,400	330,100	373,600	410,900	422,100	439,500		
81	286,200	306,700	331,800	374,800	411,300	422,300	439,700		
82	287,400	308,100	333,500	376,000	411,900	422,600	440,000		
83	288,700	309,200	335,100	377,100	412,400	422,900	440,300		
84	290,000	310,600	336,800	378,300	412,600	423,100	440,600		
85	291,100	311,500	338,200	379,400	412,900	423,300	440,800		
86	292,300	313,000	339,700	380,000	413,400	423,600			
87	293,200	314,300	341,200	380,500	413,700	423,900			
88	294,400	315,800	342,700	381,100	414,000	424,100			
89	295,400	317,300	344,000	381,700	414,300	424,300			
90	296,600	318,800	345,200	382,300	414,700	424,600			
91	297,700	320,200	346,500	382,900	415,100	424,900			
92	298,900	321,700	347,800	383,500	415,500	425,100			
93	299,400	323,000	349,200	383,800	415,800	425,300			
94	300,700	324,300	350,700	384,300					

再任
用職
員以
外の
職員

95	301,800	325,700	352,200	384,900						
96	303,100	327,000	353,700	385,400						
97	304,200	328,200	355,000	385,800						
98	305,400	329,500	356,200	386,200						
99	306,600	330,800	357,300	386,800						
100	307,800	332,100	358,500	387,300						
101	309,000	333,500	359,600	387,700						
102	310,000	334,400	360,700	388,200						
103	311,100	335,500	361,800	388,800						
104	312,100	336,700	363,000	389,300						
105	312,900	337,800	364,200	389,600						
106	313,500	338,900	364,700	390,000						
107	314,100	339,900	365,300	390,500						
108	314,800	341,000	365,900	390,800						
109	315,300	342,200	366,500	391,100						
110	315,800	343,200	367,000	391,600						
111	316,300	344,200	367,500	392,100						
112	316,900	345,100	368,000	392,600						
113	317,700	346,000	368,400	392,900						
114	318,400	346,900	368,800	393,400						
115	319,100	347,900	369,400	393,900						
116	319,800	348,900	369,900	394,400						
117	320,400	349,900	370,300	394,700						
118	321,200	350,400	370,800	395,200						
119	321,900	351,000	371,400	395,700						
120	322,700	351,600	371,900	396,200						
121	323,300	351,900	372,100	396,600						
122	323,600	352,300	372,600	397,100						
123	324,100	352,800	373,100	397,500						
124	324,600	353,200	373,500	398,000						
125	324,900	353,600	374,000	398,400						
126		354,000	374,500							
127		354,500	375,000							
128		354,900	375,500							
129		355,300	375,800							
130		355,700	376,300							
131		356,100	376,800							
132		356,500	377,300							
133		356,700	377,600							
134		357,200	378,100							
135		357,600	378,500							
136		357,900	378,900							
137		358,200	379,200							
138		358,600	379,700							
139		359,100	380,200							
140		359,600	380,700							
141		359,900	381,000							
142		360,400								
143		360,900								
144		361,400								
145		361,700								
再任 用員		241,600	253,300	257,400	288,700	305,200	319,300	342,900	378,000	409,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,100	204,100	264,200	331,200	417,000
	2	161,600	205,800	266,700	333,400	418,800
	3	163,100	207,400	269,000	335,500	420,600
	4	164,600	209,100	271,300	337,500	422,300
	5	166,300	210,900	273,800	339,700	423,800
	6	168,100	212,500	276,200	341,600	425,300
	7	169,900	214,200	278,400	343,800	427,200
	8	171,700	215,800	280,600	345,900	429,100
	9	173,400	217,600	282,700	347,600	430,900
	10	175,500	219,500	285,000	349,700	432,700
	11	177,500	221,400	287,400	351,800	434,600
	12	179,500	223,300	289,500	353,900	436,400
	13	181,400	224,800	291,900	356,000	438,100
	14	183,600	226,800	293,900	358,000	440,000
	15	185,800	228,800	295,800	360,000	441,800
	16	188,000	230,800	297,800	362,000	443,700
	17	190,200	232,600	299,900	363,600	445,400
	18	192,800	235,300	302,300	365,500	447,200
	19	195,300	238,000	304,800	367,300	449,000
	20	197,800	240,700	307,500	369,300	450,800
	21	200,300	243,300	309,700	370,900	452,400
	22	202,000	246,100	312,100	372,800	454,100
	23	203,700	248,700	314,300	374,600	456,000
	24	205,400	251,400	316,900	376,500	457,700
	25	206,900	253,900	319,500	377,800	459,400
	26	208,400	256,300	321,800	379,600	461,000
	27	210,100	258,800	324,000	381,400	462,600
	28	211,700	261,100	326,100	383,300	464,100
	29	213,200	263,700	328,300	385,100	465,600
	30	214,900	266,100	330,000	387,000	466,900
	31	216,600	268,300	332,100	388,900	468,200
	32	218,300	270,500	334,100	390,900	469,500
	33	219,700	272,600	335,900	392,600	470,700
	34	221,500	274,800	338,000	394,300	471,400
	35	223,300	277,000	340,100	395,900	472,100
	36	225,100	278,900	342,100	397,700	472,800
	37	226,600	281,200	344,200	398,900	473,400
	38	228,400	283,100	346,300	400,400	
	39	230,200	285,000	348,500	401,800	
	40	232,000	287,000	350,600	403,200	
	41	233,700	288,700	352,500	404,900	

42	235,400	291,000	354,600	406,300
43	237,000	293,300	356,500	407,600
44	238,600	295,800	358,600	409,100
45	240,000	297,800	360,400	410,700
46	241,300	300,200	362,400	412,000
47	242,600	302,400	364,300	413,500
48	243,800	305,000	366,300	415,100
49	245,200	307,300	367,900	416,800
50	246,700	309,700	369,700	418,200
51	247,900	312,000	371,600	419,800
52	249,400	314,200	373,600	421,300
53	250,500	316,400	375,400	423,000
54	251,700	318,400	377,200	424,500
55	253,100	320,400	379,000	426,100
56	254,100	322,400	380,700	427,700
57	255,400	324,300	382,200	429,200
58	256,400	326,400	383,800	430,700
59	257,500	328,500	385,500	431,900
60	258,700	330,500	387,200	433,100
61	260,000	332,600	388,400	434,300
62	261,000	334,700	389,800	435,600
63	262,400	336,900	391,200	436,900
64	263,500	339,100	392,500	438,100
65	264,800	340,800	393,900	439,300
66	266,200	343,000	395,100	440,500
67	267,600	345,000	396,500	441,700
68	269,200	347,200	397,900	442,900
69	270,600	349,000	399,200	444,100
70	271,900	350,900	400,500	445,300
71	273,200	352,900	401,900	446,500
72	274,500	354,900	403,200	447,700
73	275,600	356,500	404,500	448,800
74	276,800	358,400	405,900	449,400
75	278,100	360,200	407,300	449,900
76	279,100	362,100	408,600	450,400
77	280,300	363,900	409,800	450,900
78	281,500	365,600	411,000	
79	282,700	367,300	412,300	
80	283,900	368,900	413,700	
81	285,000	370,400	415,000	
82	286,200	371,900	416,200	
83	287,400	373,400	417,200	
84	288,600	374,800	418,400	
85	289,600	375,900	419,600	
86	290,700	377,300	420,800	
87	291,700	378,700	422,000	
88	292,900	380,000	423,000	
89	294,000	381,300	424,100	
90	295,100	382,600	425,100	
91	296,300	383,800	426,100	
92	297,500	385,100	427,100	
93	298,000	386,400	428,000	
94	299,000	387,500	428,800	
95	300,100	388,800	429,600	

再任
用職
員以
外の
職員

96	301,300	390,000	430,400
97	302,300	391,400	431,200
98	303,400	392,400	431,600
99	304,400	393,500	432,000
100	305,500	394,500	432,400
101	306,400	395,400	432,800
102	307,500	396,400	433,100
103	308,600	397,500	433,400
104	309,600	398,600	433,700
105	310,200	399,300	434,000
106	311,100	400,200	434,300
107	311,900	401,100	434,600
108	312,700	402,000	434,800
109	313,600	402,800	435,000
110	314,000	403,700	435,300
111	314,400	404,500	435,600
112	314,900	405,300	435,800
113	315,500	405,900	436,000
114	315,900	406,600	436,300
115	316,400	407,300	436,600
116	316,900	408,000	436,800
117	317,500	408,600	437,000
118	318,000	409,100	
119	318,400	409,500	
120	318,900	409,900	
121	319,400	410,300	
122	319,800	410,600	
123	320,300	410,900	
124	320,800	411,100	
125	321,400	411,300	
126	321,700	411,600	
127	322,000	411,900	
128	322,300	412,100	
129	322,500	412,300	
130	322,800	412,600	
131	323,100	412,900	
132	323,400	413,100	
133	323,600	413,300	
134	323,800	413,600	
135	324,000	413,900	
136	324,300	414,100	
137	324,600	414,300	
138	324,800	414,600	
139	325,100	414,900	
140	325,400	415,100	
141	325,600	415,300	
142	325,800	415,600	
143	326,100	415,900	
144	326,300	416,100	
145	326,600	416,300	
146	326,800		
147	327,100		
148	327,400		

	149	327,600				
	150	327,800				
	151	328,100				
	152	328,400				
	153	328,600				
再任用職員		234,100	274,400	303,100	331,200	415,300

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,100	175,900	264,200	293,100	406,800
	2	161,600	178,000	266,700	295,700	408,300
	3	163,100	180,100	269,000	298,600	409,800
	4	164,600	182,300	271,300	301,000	411,300
	5	166,300	184,300	273,800	303,500	412,700
	6	168,100	186,500	276,200	305,800	414,100
	7	169,900	188,700	278,400	308,100	415,600
	8	171,700	190,900	280,600	310,500	417,200
	9	173,400	193,100	282,700	312,900	418,600
	10	175,500	195,900	285,000	315,300	420,000
	11	177,500	198,600	287,400	318,000	421,400
	12	179,500	201,300	289,500	320,900	422,700
	13	181,400	204,100	291,900	323,300	424,000
	14	183,600	205,800	293,900	325,200	425,400
	15	185,800	207,400	295,800	327,100	426,800
	16	188,000	209,100	297,800	329,200	428,200
	17	190,200	210,900	299,900	331,200	429,400
	18	192,800	212,500	302,300	333,400	430,700
	19	195,300	214,200	304,800	335,500	431,900
	20	197,800	215,800	307,500	337,500	433,200
	21	200,300	217,600	309,700	339,700	434,300
	22	202,000	219,500	312,100	341,600	435,500
	23	203,700	221,400	314,300	343,800	436,800
	24	205,400	223,300	316,900	345,900	438,100
	25	206,900	224,800	319,500	347,600	439,400
	26	208,300	226,800	321,800	349,400	440,600
	27	209,900	228,800	324,000	351,300	441,600
	28	211,400	230,800	326,100	353,200	442,700
	29	213,100	232,600	328,300	355,000	443,900
	30	214,800	235,300	330,000	356,800	444,700
	31	216,500	238,000	332,100	358,500	445,500
	32	218,200	240,700	334,100	360,400	446,400
	33	219,500	243,300	335,900	361,700	447,300
	34	221,200	246,100	338,000	363,400	447,800

	35	222,900	248,700	340,100	364,900	448,300
	36	224,600	251,400	342,100	366,700	448,800
	37	226,000	253,900	344,100	368,600	449,300
	38	227,700	256,300	346,000	370,100	
	39	229,400	258,800	348,000	371,400	
	40	231,100	261,100	349,900	373,000	
	41	232,700	263,700	351,400	374,100	
	42	234,400	266,100	353,200	375,500	
	43	236,000	268,300	354,800	376,900	
	44	237,600	270,500	356,500	378,400	
	45	239,300	272,600	358,300	379,800	
	46	240,800	274,800	360,000	381,400	
	47	242,100	277,000	361,300	383,000	
	48	243,500	278,900	362,900	384,500	
	49	244,700	281,200	364,100	385,900	
	50	246,100	283,100	365,600	387,400	
	51	247,500	285,000	367,200	388,900	
	52	248,700	287,000	368,800	390,300	
	53	249,800	288,700	370,200	391,500	
	54	251,200	291,000	371,700	392,800	
	55	252,400	293,300	373,200	393,900	
	56	253,400	295,800	374,700	395,000	
	57	254,600	297,800	376,200	396,400	
	58	255,800	300,200	377,600	397,600	
	59	256,900	302,400	379,000	398,800	
	60	258,100	305,000	380,300	400,100	
	61	259,500	307,300	381,200	401,300	
	62	260,300	309,700	382,400	402,300	
	63	261,500	312,000	383,600	403,700	
	64	262,400	314,200	384,700	405,000	
	65	263,400	316,400	385,600	406,200	
	66	264,800	318,400	386,800	407,300	
	67	265,900	320,400	387,800	408,500	
	68	267,200	322,400	388,900	409,600	
	69	268,800	324,300	390,100	410,600	
	70	270,300	326,400	391,100	411,800	
	71	271,600	328,500	392,200	413,000	
	72	273,000	330,500	393,400	414,200	
	73	274,000	332,600	394,400	414,800	
	74	275,000	334,700	395,500	415,600	
再任	75	276,200	336,900	396,600	416,300	
用職	76	277,200	339,100	397,700	416,800	
員以	77	278,400	340,800	398,600	417,100	
外の	78	279,500	342,700	399,500	417,500	
職員	79	280,700	344,400	400,500	417,900	
	80	281,900	346,200	401,500	418,300	
	81	283,100	348,000	402,300	418,600	
	82	284,000	349,800	403,100	419,000	
	83	285,200	351,200	403,800	419,400	
	84	286,400	353,000	404,600	419,700	
	85	287,300	354,200	405,300	420,000	
	86	288,200	355,800	406,100	420,400	
	87	288,900	357,300	406,800	420,800	
	88	289,900	358,800	407,500	421,100	

89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	
102	300,500	375,400	413,000	
103	301,000	376,400	413,300	
104	301,500	377,400	413,500	
105	301,700	378,200	413,700	
106	302,100	379,100	414,000	
107	302,400	380,000	414,300	
108	302,600	381,000	414,500	
109	302,800	381,800	414,700	
110	303,000	382,800	415,000	
111	303,300	383,800	415,300	
112	303,600	384,800	415,500	
113	303,800	385,400	415,700	
114	304,000	386,300	416,000	
115	304,200	387,200	416,300	
116	304,500	388,100	416,500	
117	304,800	388,900	416,700	
118	305,100	389,600		
119	305,400	390,400		
120	305,700	391,200		
121	305,900	391,800		
122	306,100	392,600		
123	306,300	393,300		
124	306,600	394,000		
125	306,900	394,600		
126		395,300		
127		395,800		
128		396,400		
129		397,100		
130		397,700		
131		398,200		
132		398,700		
133		399,000		
134		399,300		
135		399,600		
136		399,900		
137		400,200		
138		400,500		
139		400,800		
140		401,100		
141		401,400		

142			401,700			
143			402,000			
144			402,300			
145			402,500			
146			402,800			
147			403,100			
148			403,300			
149			403,500			
150			403,800			
151			404,100			
152			404,300			
153			404,500			
154			404,800			
155			405,100			
156			405,300			
157			405,500			
再任用職員		225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額には、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4（第4条関係）

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,400	195,700	281,900	332,500	388,900
	2	147,500	198,300	284,300	334,700	391,800
	3	148,700	200,700	286,700	336,700	394,400
	4	149,800	203,100	289,000	338,600	397,200
	5	150,900	205,600	291,300	340,400	399,300
	6	152,200	207,900	293,400	342,200	402,000
	7	153,500	210,200	295,400	344,200	404,700
	8	154,800	212,400	297,400	346,000	407,400
	9	155,900	214,500	299,500	347,700	409,900
	10	157,500	216,800	302,000	349,700	412,500
	11	159,100	219,300	304,600	351,800	415,200
	12	160,700	221,600	307,400	353,700	418,000
	13	162,100	223,600	309,500	355,700	420,600
	14	164,000	226,000	311,900	357,600	423,300
	15	165,900	228,400	314,300	359,400	426,100
	16	167,900	230,800	317,000	361,300	428,800
	17	169,600	233,000	319,600	363,000	431,300
	18	171,800	235,800	321,800	364,900	433,900
	19	174,000	238,700	323,800	366,600	436,400
	20	176,100	241,600	325,800	368,600	439,000
	21	178,200	244,100	328,000	370,100	441,500
	22	180,600	246,800	329,700	372,100	444,100

	23	182,900	249,300	331,600	373,800	446,700
	24	185,200	252,000	333,400	375,700	449,200
	25	187,300	254,700	335,300	377,100	451,400
	26	189,500	257,100	337,200	378,800	453,700
	27	191,600	259,400	339,000	380,700	456,200
	28	193,700	261,600	340,800	382,600	458,700
	29	195,800	264,200	342,700	384,300	461,200
	30	197,400	266,400	344,400	386,200	463,700
	31	199,200	268,300	345,900	388,100	466,200
	32	200,900	270,400	347,600	390,000	468,700
	33	202,700	272,100	348,800	391,600	471,000
	34	204,600	274,100	350,200	393,400	473,400
	35	206,500	276,200	351,500	395,000	475,800
	36	208,400	278,000	353,000	396,800	478,300
	37	209,900	279,900	354,200	398,000	480,700
	38	211,800	281,200	355,600	399,500	483,200
	39	213,700	282,400	356,800	400,900	485,600
	40	215,600	283,900	358,200	402,300	488,100
	41	217,400	285,300	358,900	403,700	490,400
	42	219,300	286,100	360,000	405,000	492,600
	43	221,200	287,100	361,200	406,500	494,800
	44	223,100	288,100	362,300	408,100	497,000
	45	224,800	288,800	363,400	409,500	498,700
	46	226,700	289,900	364,600	410,700	500,200
	47	228,500	291,000	365,900	412,300	501,800
	48	230,300	292,100	367,000	413,900	503,300
	49	232,000	293,400	368,100	415,200	505,000
	50	233,800	294,600	369,400	416,600	506,400
	51	235,500	295,600	370,700	418,100	507,800
	52	237,200	296,500	372,000	419,500	509,300
	53	238,600	297,700	372,700	420,900	510,400
	54	240,400	298,700	373,700	422,300	511,600
	55	242,000	299,900	374,600	423,700	512,800
	56	243,600	300,800	375,600	425,100	514,000
	57	244,800	301,600	376,400	426,200	514,900
	58	246,000	302,700	377,200	427,500	515,900
	59	247,000	303,900	377,900	428,900	516,900
	60	247,900	305,000	378,600	430,200	517,900
	61	248,900	305,900	379,200	431,000	519,000
	62	250,000	307,000	379,900	431,900	519,900
	63	250,900	308,100	380,800	432,900	520,600
	64	252,000	309,200	381,700	433,800	521,300
	65	253,200	310,000	382,300	434,700	522,100
	66	254,100	311,100	383,100	435,500	522,900
	67	255,200	312,000	383,900	436,100	523,700
	68	256,100	313,000	384,700	436,900	524,500
	69	257,000	314,000	385,300	437,300	525,200
	70	258,300	315,000	386,000	437,900	526,000
	71	259,600	316,100	386,700	438,400	526,800
	72	260,800	317,200	387,400	438,900	527,600
	73	262,200	317,700	388,100	439,400	528,300
	74	263,600	318,700	388,700		
	75	264,800	319,800	389,300		
	76	265,800	320,900	390,000		

再任
用職
員以
外の
職員

77	266,900	322,000	390,700		
78	268,000	323,000	391,300		
79	269,200	323,900	391,900		
80	270,100	324,800	392,500		
81	271,300	325,900	393,100		
82	272,600	326,700	393,700		
83	273,900	327,400	394,300		
84	275,100	328,200	394,900		
85	276,200	328,700	395,400		
86	277,300	329,200	395,900		
87	278,600	329,700	396,400		
88	279,800	330,200	397,100		
89	280,600	330,500	397,500		
90	281,800	331,000			
91	282,800	331,500			
92	284,000	332,000			
93	284,900	332,300			
94	285,900	332,700			
95	286,900	333,200			
96	287,900	333,700			
97	288,200	334,200			
98	289,100	334,700			
99	289,800	335,200			
100	290,700	335,700			
101	291,600	336,200			
102	292,300	336,700			
103	293,000	337,200			
104	293,700	337,700			
105	294,400	338,200			
106	294,900	338,600			
107	295,400	339,100			
108	295,900	339,500			
109	296,100	340,000			
110	296,500	340,400			
111	296,800	340,900			
112	297,100	341,300			
113	297,400	341,800			
114	297,700	342,200			
115	298,000	342,700			
116	298,300	343,100			
117	298,600	343,600			
118	299,000	344,000			
119	299,300	344,400			
120	299,700	344,800			
121	300,000	345,200			
再任用職員	217,600	258,800	283,600	326,000	384,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,900	335,100	399,100	471,800
	2	252,400	338,100	402,000	474,100
	3	254,900	341,000	404,600	476,300
	4	257,400	343,900	407,300	478,600
	5	259,600	346,600	409,900	480,800
	6	263,400	349,800	412,300	483,000
	7	267,200	352,900	415,000	485,200
	8	271,000	356,000	417,400	487,400
	9	274,600	358,800	419,600	489,400
	10	278,600	361,500	422,300	491,500
	11	282,600	364,600	424,900	493,600
	12	286,600	367,800	427,600	495,700
	13	290,400	370,700	430,000	497,800
	14	294,400	374,200	432,500	499,900
	15	298,300	377,200	434,900	502,000
	16	302,200	380,800	437,400	504,100
	17	305,900	384,400	439,400	506,200
	18	309,500	387,100	441,800	508,200
	19	313,000	389,600	444,100	510,200
	20	316,600	392,200	446,500	512,200
	21	320,200	395,000	448,000	514,000
	22	323,900	397,300	450,400	515,800
	23	327,400	399,800	452,700	517,700
	24	330,700	401,900	455,000	519,600
	25	334,200	403,900	457,000	521,300
	26	336,900	406,200	459,300	523,100
	27	339,500	408,400	461,500	524,900
	28	342,100	410,700	463,800	526,700
	29	344,900	413,000	465,900	528,300
	30	346,800	415,100	468,200	530,100
	31	349,000	417,100	470,500	531,900
	32	351,400	419,200	472,700	533,700
	33	353,600	421,100	474,700	535,300
	34	355,900	422,900	476,800	537,100
	35	358,000	424,700	478,900	538,800
	36	360,300	426,700	481,000	540,600
	37	362,500	428,600	483,100	542,200
	38	364,900	430,600	484,900	543,800
	39	367,100	432,500	486,700	545,200
	40	369,100	434,500	488,500	546,800
	41	371,400	436,300	490,200	548,300
	42	372,600	438,100	492,000	549,700
	43	374,000	439,800	493,800	551,100
	44	375,100	441,600	495,600	552,400
	45	376,300	443,400	497,200	553,600
	46	377,700	445,200	498,900	554,600

	47	379,200	447,000	500,700	555,600
	48	380,700	448,700	502,500	556,600
再任 用職 員以 外の 職員	49	381,800	450,500	504,100	557,600
	50	382,800	452,200	505,400	558,500
	51	383,800	454,000	506,700	559,400
	52	384,600	455,800	508,000	560,300
	53	385,500	457,700	509,000	561,100
	54	386,400	458,900	510,300	562,000
	55	387,100	460,100	511,600	562,900
	56	388,000	461,300	512,900	563,800
	57	388,700	462,500	513,900	564,700
	58	389,600	463,500	514,700	565,600
	59	390,400	464,500	515,500	566,500
	60	391,200	465,500	516,300	567,200
	61	391,700	466,300	517,200	568,100
	62	392,200	467,000	518,000	569,000
	63	392,600	467,700	518,900	569,900
	64	393,100	468,400	519,700	570,800
	65	393,400	469,100	520,600	571,700
	66		469,800	521,500	
	67		470,500	522,200	
	68		471,100	523,100	
69		471,400	524,000		
70		472,100	524,800		
71		472,800	525,700		
72		473,500	526,600		
73		473,900	527,400		
74		474,500	528,300		
75		475,200	529,200		
76		475,900	529,900		
77		476,300	530,700		
78		476,900	531,600		
79		477,500	532,500		
80		478,000	533,400		
81		478,600	534,200		
82		479,100	535,100		
83		479,600	536,000		
84		480,100	536,900		
85		480,500	537,700		
86		481,100	538,600		
87		481,500	539,500		
88		482,000	540,400		
89		482,500	541,200		
90		483,100			
91		483,700			
92		484,100			
93		484,600			
94		485,200			
95		485,800			
96		486,400			
97			486,900		

再任用職員		296,300	338,700	393,100	466,100
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	151,100	223,700	282,300	327,100	371,200
	2	152,500	225,300	284,200	329,100	373,900
	3	153,900	226,900	286,300	331,300	376,500
	4	155,300	228,500	288,300	333,500	379,200
	5	156,500	229,900	290,400	335,300	381,600
	6	158,300	231,500	292,400	337,500	384,300
	7	160,000	233,000	294,300	339,500	386,900
	8	161,600	234,600	296,300	341,700	389,600
	9	163,200	235,700	298,200	343,500	391,700
	10	164,900	237,200	300,200	345,600	394,000
	11	166,500	238,600	302,200	347,700	396,200
	12	168,300	239,800	304,200	349,800	398,400
	13	169,800	241,400	306,100	351,300	400,500
	14	171,700	242,800	308,000	353,300	402,500
	15	173,700	244,000	310,100	355,200	404,500
	16	175,600	245,400	312,100	357,200	406,600
	17	177,500	246,200	314,000	359,000	408,400
	18	179,300	247,400	316,000	361,000	410,400
	19	181,100	248,600	318,100	363,000	412,300
	20	183,000	249,700	320,100	365,000	414,400
	21	184,800	251,100	321,900	366,800	416,200
	22	187,300	252,000	323,900	368,800	417,800
	23	189,800	253,000	325,600	370,900	419,400
	24	192,300	254,100	327,600	373,000	420,900
	25	194,800	255,300	329,300	374,400	422,400
	26	196,300	256,600	331,200	376,200	423,700
	27	197,900	258,300	333,100	378,000	425,000
	28	199,400	260,100	335,100	379,700	426,300
	29	201,000	261,700	336,400	381,500	427,600
	30	202,700	263,400	338,200	383,000	428,800
	31	204,300	265,000	339,900	384,600	430,000
	32	206,000	266,600	341,700	386,300	431,100
	33	207,400	268,600	343,300	387,600	432,300
	34	209,000	270,500	345,100	388,900	433,500
	35	210,600	272,300	347,000	390,200	434,700
	36	212,200	274,100	348,800	391,400	435,900
	37	213,600	276,100	350,600	392,500	437,200
	38	215,200	277,800	352,300	393,700	438,000
	39	216,900	279,500	353,900	394,800	438,400
	40	218,600	281,100	355,600	395,900	439,100
	41	219,900	282,900	356,800	396,700	439,600
	42	221,400	284,600	357,800	397,500	440,000
	43	222,800	286,400	358,900	398,300	440,400

	44	224,300	288,000	360,000	399,100	440,800
	45	225,700	289,700	361,100	399,500	441,200
	46	227,100	291,500	361,800	400,100	441,600
	47	228,400	293,300	362,900	400,600	442,000
	48	229,700	295,200	363,900	401,000	442,300
	49	231,000	296,900	364,800	401,400	442,600
	50	232,400	298,600	365,700	401,700	443,000
	51	233,900	300,400	366,600	402,000	443,300
	52	235,300	302,200	367,500	402,300	443,600
	53	236,300	303,500	368,200	402,600	443,900
	54	237,600	305,200	368,900	402,900	
	55	238,600	306,700	369,700	403,200	
	56	239,800	308,300	370,500	403,500	
	57	241,100	310,000	370,900	403,800	
	58	242,400	311,700	371,500	404,100	
	59	243,500	313,300	372,200	404,400	
	60	244,800	315,000	372,900	404,800	
	61	246,100	315,900	373,200	405,000	
	62	247,100	317,300	373,800	405,300	
	63	248,300	318,800	374,400	405,600	
	64	249,400	320,400	375,000	405,900	
	65	250,500	321,800	375,300	406,100	
	66	251,800	323,100	375,800		
	67	253,100	324,300	376,400		
	68	254,300	325,600	376,900		
	69	255,900	326,700	377,200		
	70	257,300	327,700	377,600		
	71	258,500	328,800	378,000		
	72	259,700	329,800	378,400		
	73	260,800	330,300	378,900		
	74	262,100	331,200	379,300		
	75	263,400	332,000	379,800		
	76	264,500	332,900	380,300		
	77	265,300	333,700	380,700		
	78	266,600	334,000	381,200		
	79	267,900	334,600	381,700		
	80	269,200	335,300	382,200		
	81	270,100	335,900	382,500		
	82	271,300	336,600	383,000		
	83	272,600	337,300	383,400		
	84	273,900	338,000	383,800		
	85	274,700	338,700	384,200		
	86	275,800	339,200	384,700		
	87	276,700	339,800	385,100		
	88	277,800	340,400	385,500		
	89	278,800	340,700	385,800		
	90	279,800	341,300	386,300		
	91	280,900	341,800	386,700		
	92	282,000	342,400	387,100		
	93	282,600	342,900	387,400		
	94	283,300	343,400	387,900		
	95	283,800	343,900	388,300		
	96	284,600	344,300	388,700		

再任
用職
員以
外の
職員

	97	285,400	344,600	389,000		
	98	286,000	344,900			
	99	286,600	345,300			
	100	287,200	345,600			
	101	287,900	346,100			
	102	288,400	346,400			
	103	288,800	346,700			
	104	289,200	347,000			
	105	289,400	347,400			
	106	289,600	347,700			
	107	289,800	348,100			
	108	290,000	348,400			
	109	290,400	348,800			
	110	290,600	349,100			
	111	290,800	349,400			
	112	291,000	349,700			
	113	291,400	350,000			
	114	291,600	350,400			
	115	291,800	350,800			
	116	292,100	351,200			
	117	292,500	351,700			
	118	292,800	352,100			
	119	293,000	352,500			
	120	293,300	352,900			
	121	293,600	353,400			
	122	293,800				
	123	294,000				
	124	294,300				
	125	294,600				
再任用職員		215,400	257,000	279,600	322,900	365,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	165,400	240,300	288,400	330,200	374,200
	2	166,800	242,100	290,100	332,300	376,800
	3	168,300	243,900	291,700	334,300	379,500
	4	169,700	245,700	293,500	336,500	382,100
	5	171,100	247,100	295,200	338,500	384,300
	6	172,600	248,400	296,900	340,600	386,700
	7	174,100	249,500	298,600	342,700	389,000
	8	175,600	250,800	300,300	344,800	391,300
	9	176,900	251,800	302,100	346,300	393,300
	10	178,500	252,800	303,800	348,300	395,400
	11	180,100	253,700	305,500	350,200	397,600
	12	181,700	254,600	307,200	352,200	399,900

13	183,400	255,800	308,600	354,100	401,800
14	185,700	256,900	310,200	356,200	403,800
15	188,000	257,700	312,000	358,300	406,000
16	190,300	258,700	313,800	360,300	408,200
17	192,500	259,200	315,400	362,300	410,200
18	194,600	260,300	317,000	364,300	412,400
19	196,700	261,300	318,700	366,400	414,600
20	198,700	262,500	320,300	368,500	416,700
21	200,800	263,100	321,700	370,200	418,600
22	203,100	264,200	323,200	372,300	420,500
23	205,400	265,100	324,600	374,400	422,300
24	207,600	266,100	326,100	376,400	424,200
25	209,900	267,300	327,500	378,400	425,900
26	211,300	268,100	328,900	380,000	427,500
27	212,700	269,300	330,300	381,900	429,200
28	213,900	270,600	331,900	383,800	430,800
29	215,300	272,000	333,000	385,600	432,100
30	216,700	273,200	334,500	387,300	433,400
31	218,200	274,500	335,900	389,200	435,000
32	219,400	276,000	337,400	391,000	436,500
33	220,800	277,400	338,900	392,700	438,200
34	222,300	278,800	340,400	394,400	439,800
35	223,800	279,900	342,000	396,200	441,200
36	225,300	281,200	343,500	397,900	442,600
37	226,400	282,900	345,200	399,500	443,700
38	228,100	284,600	346,800	401,200	445,000
39	229,800	286,000	348,300	403,000	446,300
40	231,500	287,400	349,900	404,800	447,700
41	232,800	288,800	351,100	406,300	448,700
42	234,500	290,500	352,600	407,800	449,400
43	236,200	292,300	354,100	409,300	450,200
44	237,900	294,000	355,500	410,600	450,800
45	239,500	295,600	357,100	411,700	451,700
46	240,900	297,300	358,100	412,800	452,400
47	242,200	299,000	359,600	413,900	453,200
48	243,300	300,800	360,900	415,100	454,000
49	244,500	302,400	362,300	416,400	454,700
50	245,600	303,900	363,700	417,500	455,400
51	246,500	305,500	365,000	418,700	456,100
52	247,600	307,100	366,400	419,800	456,900
53	248,500	308,400	367,800	421,000	457,700
54	249,600	309,800	368,900	422,000	458,500
55	250,500	311,200	369,900	423,100	459,200
56	251,600	312,800	371,000	424,200	459,900
57	252,000	314,300	372,000	425,300	460,700
58	252,900	315,700	372,700	425,800	
59	253,800	317,100	373,600	426,400	
60	254,500	318,600	374,500	426,800	
61	255,300	319,400	375,000	427,400	
62	256,200	320,800	375,700	427,900	
63	257,100	322,200	376,400	428,300	
64	258,100	323,700	377,100	428,800	
65	259,100	324,800	377,700	429,400	
66	260,100	326,200	378,300	429,800	

	67	261,300	327,500	379,000	430,100
	68	262,500	328,800	379,600	430,400
	69	263,600	330,200	380,100	430,800
	70	265,000	331,600	380,600	
	71	266,300	333,000	381,200	
	72	267,600	334,300	381,700	
	73	269,100	335,200	382,300	
	74	270,600	336,500	382,700	
	75	272,000	337,700	383,200	
	76	273,400	339,000	383,600	
	77	274,800	340,100	383,900	
	78	276,100	341,000	384,400	
	79	277,500	342,200	384,800	
	80	278,600	343,500	385,000	
	81	280,000	344,600	385,200	
	82	281,500	345,800	385,600	
	83	283,000	347,000	385,900	
	84	284,500	348,100	386,100	
	85	285,600	349,100	386,300	
再任 用職 員以 外の 職員	86	287,100	350,100	386,700	
	87	288,600	351,200	387,100	
	88	290,000	352,300	387,400	
	89	291,000	353,100	387,600	
	90	292,400	354,200	388,000	
	91	293,600	355,300	388,500	
	92	294,900	356,400	388,900	
	93	296,300	357,100	389,200	
	94	297,600	357,900	389,600	
	95	298,800	358,700	390,100	
	96	300,100	359,400	390,500	
	97	300,600	360,000	390,800	
	98	301,800	360,500		
	99	302,900	361,100		
	100	304,100	361,600		
	101	305,200	362,200		
	102	306,400	362,700		
	103	307,600	363,300		
104	308,700	363,800			
105	310,000	364,200			
106	311,200	364,600			
107	312,400	365,200			
108	313,600	365,700			
109	314,400	366,000			
110	315,100	366,500			
111	315,800	366,900			
112	316,400	367,200			
113	317,100	367,800			
114	317,400	368,300			
115	318,000	368,800			
116	318,700	369,300			
117	319,100	369,900			
118	319,700	370,400			
119	320,300	370,900			
120	320,900	371,300			

121	321,300	371,900			
122	321,800	372,400			
123	322,300	372,900			
124	322,800	373,400			
125	323,200	374,000			
126	323,600	374,400			
127	323,900	374,900			
128	324,200	375,400			
129	324,600	376,000			
130	325,000				
131	325,400				
132	325,700				
133	325,900				
134	326,200				
135	326,600				
136	326,800				
137	327,000				
138	327,300				
139	327,600				
140	327,900				
141	328,100				
142	328,400				
143	328,800				
144	329,000				
145	329,200				
146	329,400				
147	329,800				
148	330,000				
149	330,300				
150	330,700				
151	331,100				
152	331,500				
153	331,800				
154	332,200				
155	332,600				
156	333,000				
157	333,300				
158	333,700				
159	334,000				
160	334,400				
161	334,700				
162	335,100				
163	335,500				
164	335,900				
165	336,200				
166	336,600				
167	337,000				
168	337,400				
169	337,700				
再任用職員	255,500	272,900	286,500	326,300	370,700

備考 このほか、和健所等に勤務する保健師その他の職員の報酬加給増額に定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、<u>附則第三項に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第十一条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 東京都特別区 <u>百分の十八・七</u></p> <p>二 大阪府大阪市 <u>百分の十四・七</u></p> <p>三 広島市及び安芸郡府中町 <u>百分の六・二</u></p> <p>四 前号の地域を除く広島県内の地域 <u>百分の三・二</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第十一条の三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、<u>当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た月額</u>の地域手当を支給する。</p> <p>一 東京都特別区 <u>百分の二十</u></p> <p>二 前号の地域を除く地域 <u>百分の十六</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第十一条の五 (略)</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万四千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県が設置する公舎(以下「県公舎」という。)を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>二 <u>第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>1 月額一万五千円以下の家賃を支払って</p>	<p>(給料表)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の給料表(以下単に「給料表」という。)は、<u>第二十条及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第十一条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 東京都特別区 <u>百分の二十</u></p> <p>二 大阪府大阪市 <u>百分の十六</u></p> <p>三 広島市及び安芸郡府中町 <u>百分の七・五</u></p> <p>四 前号の地域を除く広島県内の地域 <u>百分の四・五</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第十一条の三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、<u>前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十六を乗じて得た月額</u>の地域手当を支給する。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第十一条の五 (略)</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県が設置する公舎(以下「県公舎」という。)を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>1 月額一万三千円以下の家賃を支払って</p>

いる職員 家賃の月額から一万四千円を控除した額

□ 月額二万五千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万五千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円）を一万千円に加算した額

二 (略)

3 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

第二十条 削除

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

(略)

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

いる職員 家賃の月額から一万二千円を控除した額

□ 月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円）を一万千円に加算した額

二 (略)

3 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の二 (略)

2・3 (略)

4 第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十二条の二、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(臨時的任用の職員等の給与)

第二十条 臨時的任用の職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でない者及び非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の給与は、この条例の規定にかかわらず、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

(略)

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるの</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるの</p>

は「百分の百五十二・五」と「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

3 (略)

は「百分の百五十」と「百分の九十」とあるのは「百分の百二十」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と「百分の九十」とあるのは「百分の百二十」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。

3 (略)

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																													
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>397,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>456,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>516,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>596,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>693,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>791,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		給料月額	円	397,000		456,000		516,000		596,000		693,000		791,000		<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>396,000</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>456,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>516,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>596,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>693,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>791,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		給料月額	円	<u>396,000</u>		456,000		516,000		596,000		693,000		791,000	
給料月額	円																														
397,000																															
456,000																															
516,000																															
596,000																															
693,000																															
791,000																															
給料月額	円																														
<u>396,000</u>																															
456,000																															
516,000																															
596,000																															
693,000																															
791,000																															
<p>2 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>331,000</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>367,000</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>394,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		給料月額	円	<u>331,000</u>		<u>367,000</u>		394,000		<p>2 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給料月額</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>330,000</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>366,000</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>394,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		給料月額	円	<u>330,000</u>		<u>366,000</u>		394,000													
給料月額	円																														
<u>331,000</u>																															
<u>367,000</u>																															
394,000																															
給料月額	円																														
<u>330,000</u>																															
<u>366,000</u>																															
394,000																															
<p>3—7 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第二号任期付研究員及び第三号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるの</p>		<p>3—7 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第二号任期付研究員及び第三号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるの</p>																													

は、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

は、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」と「百分の九十」とあるのは「百分の百二十」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五」と同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」と「百分の九十」とあるのは「百分の百二十」と「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十」と「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五」と給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
(給与に関する特例) 第六条 (略)		(給与に関する特例) 第六条 (略)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>830,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額 円	1	375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>374,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>422,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>472,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>533,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>608,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>710,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>830,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額 円	1	374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額 円																																
1	375,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
号給	給料月額 円																																
1	374,000																																
2	422,000																																
3	472,000																																
4	533,000																																
5	608,000																																
6	710,000																																
7	830,000																																
2-6 (略)	2-6 (略)																																
(給与条例等の適用除外等) 第七条 (略)		(給与条例等の適用除外等) 第七条 (略)																															
2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第		2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第																															

十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十二・五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十二」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十一・五」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五・七五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

十九条の二第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五」と、同項第三号中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の三十三・七五」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第二項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第六条 短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成三十一年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

職 務	基 礎 日 額	上 限 日 額
事務職	七、三〇〇円	一一、八〇〇円
教育職	八、〇〇〇円	一三、九〇〇円
医療職	七、五五〇円	一一、七〇〇円
専門事務職	一一、六〇〇円	一五、七〇〇円
専門教育職	八、八〇〇円	一四、四五〇円
専門研究職	九、八〇〇円	一六、六〇〇円
専門医療職	一一、二〇〇円	二一、〇五〇円
高度専門職	一八、七五〇円	四一、五〇〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると任命権者が認め、かつ、人事委員会の

承認を得た短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限月額は、事務職については一五三九百円と、教育職については一六千四百五十円と、医療職については一六千九百円と、専門事務職については一万七千五百円と、専門教育職については二万八千円と、専門研究職については一万七千二百五十円と、専門医療職については二万四千三百五十円とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員のうち常時勤務に服することを要する者(同法第二十八条の四第二項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、<u>負傷又は病気(以下「傷病」という。)</u>(厚生年金保険法(</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職員のうち常時勤務に服することを要する者(同法第二十八条の四第二項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された者及び臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 <u>地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する日雇雇用職員(以下「日雇雇用職員」という。)</u>のうち、雇用予定期間があらかじめ明示されて雇用された者で、その勤務形態が職員に準じ、かつ、その勤務形態により勤務した期間(この期間前におけるこの期間に引き続くこれと同様の雇用形態及び勤務形態により勤務した期間を含む。)が引き続いて十二月を超えてに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該雇用形態及び勤務形態により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、<u>傷病(厚生年金保険法(昭和三十五年法律第百十五号)第四</u></p>

昭和二十九年法律第百十五号) 第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項において同じ。) 又は死亡によらず、かつ、第八条の三第十項に規定する認定を受け、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。) に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一三三 (略)

(勤続期間の計算)

第七条 (略)

2-4 (略)

5 (略)

一 職員以外の地方公務員のうち常時勤務に服することを要する者に相当するもの

一の二 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次条第二号において同じ。)が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの(地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。)に相当するもの

二 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号) 第二条第一項に規定する者又は同条第二項に規定する者で前号に規定する者に相当するもの

6-8 (略)

(勤続期間の計算の特例)

第七条の二 (略)

一 前条第五項第一号の二に規定する者又は同項第二号に規定する国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で前条第五項第一号の二に規定する者に相当するものから引き続いて職員となつたもの。その者の同号に規定する勤務形態により勤務した期間が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項において同じ。) 又は死亡によらず、かつ、第八条の三第十項に規定する認定を受け、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。) に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一三三 (略)

(勤続期間の計算)

第七条 (略)

2-4 (略)

5 (略)

一 職員以外の地方公務員のうち常時勤務に服することを要する者(臨時的任用職員を除く。)及び第二条第二項に規定する者に相当するもの

二 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号) 第二条第一項に規定する者及び同条第二項に規定する者で第二条第二項に規定する者に相当するもの

6-8 (略)

(勤続期間の計算の特例)

第七条の二 (略)

一 第二条第二項に規定する者。その者の同項に規定する勤務した期間が引き続いて十二月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日数が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続いて職員となつたもの又は国家公務員退職手当法第二條第二項に規定する者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日数が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至るまでのものから引き続いて職員となつたもので、通算して十二月を超える期間勤務したものの職員となる前のその者の当該引き続いて勤務した期間

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)
 第八條の三 (略)
 2-7 (略)
 8 (略)

二三 (略)
 9- (略)

二 日々雇用職員（雇用予定期間があらからぬ明示されて雇用された者で、その勤務形態が職員に準じ、かつ、その勤務形態により勤務した期間（この期間前におけるこの期間に引き続くこれと同様の雇用形態及び勤務形態により勤務した期間を含む。以下この号において「職員に準ずる勤務期間」という。）が、引き続いて十二月を超えるに至るまでの間のものに限る。）から引き続いて職員となつたもの及び臨時的任用職員から引き続いて職員となつたもので、通算して十二月を超える期間勤務したものの職員となる前のその者の当該引き続いて勤務した職員に準ずる勤務期間及び臨時的任用職員として勤務した期間

21 前項の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算について準用する。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)
 第八條の三 (略)
 2-7 (略)
 8 (略)

一 第二條第二項の規定により職員とみなされる者
 二四 (略)
 9- (略)

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第八條 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八條 (略)</p>	<p>第八條 (略)</p> <p>(臨時的任用職員等の給与)</p> <p>第九條 臨時的任用職員等（病院事業職員であつて、常時勤務を要するもの及び地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの以外のものをいう。）には、この条例の規定にかかわらず、他の病院事業職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第九條 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例（平成三十一年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中職員の給与に関する条例第二十條の改正規定を削る。

第十二条中広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第九條の改正規定を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 この条例は、 <u>令和二年四月一日</u> から施行する。	附則 この条例は、 <u>平成三十二年四月一日</u> から施行する。

附則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定、第六条から第八条までの規定及び附則第三条から第十三条までの規定は、令和二年四月一日（以下「令和二年施行日」という。）から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和元年改正後給与条例」という。）、第三条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付研究員条例」という。）及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付職員条例」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 令和元年改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ令和元年改正後給与条例、改正後特別職条例、改正後任期付研究員条例又は改正後任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（職員の給料に関する経過措置等）

第三条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和二年改正後給与条例」という。）第四条第一項及び別表第一から別表第五まで（別表第五のうち医療職給料表（一）を除く。）の規定にかかわらず、別表第一から別表第五までの給料表（別表第五のうち医療職給料表（一）を除く。）に掲げる給料月額については、当分の間、これら

の表に掲げる給料月額（別表第三のうち教育職給料表(一)及び(二)にあつては、それぞれの給料表備考2に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。）に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。
 - 一 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十四条の二に規定する特
地勤務手当及び給与条例第十四条の三に規定する特
地勤務手当に準ずる手当
 - 二 給与条例第十四条の四に規定する産業教育手当
 - 三 給与条例第十四条の五に規定する定時制通信教育手当
 - 四 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号。以下「特
殊勤務手当条例」という。）第二条第九号に規定する職業訓練事業従事職員の特殊勤
務手当
 - 五 特殊勤務手当条例第二条第十五号に規定する農業者研修教育業務従事職員の特殊勤
務手当
 - 六 特殊勤務手当条例第二条第三十一号に規定する看護師等養成業務従事職員の特殊勤
務手当
 - 七 特殊勤務手当条例第二条第三十五号に規定する動物愛護センター勤務職員の特殊勤
務手当
 - 八 職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第一条に規定する
退職手当（退職手当条例第六条の五の規定により算定する退職手当を除く。）
 - 九 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広
島県条例第四十九号。以下「市町給与条例」という。）第七条に規定する夜間学級担
当手当
 - 十 市町給与条例第九条に規定するへき地手当及び市町給与条例第十条に規定するへき
地手当に準ずる手当
 - 3 第一項の規定は、給与条例第十八条第五項（給与条例第十八条の四第四項で準用する
場合を含む。）に規定する給料月額（給与条例第十八条第五項の人事委員会規則で定め
る管理又は監督の地位にある職員について、加算する額を算定するための給料月額をい
う。）については適用しない。
- 第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九
号）附則第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受け
ていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百一・三を
乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と
する。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
（特別職の職員等の給与の額等に関する経過措置）

第五条 改正後特別職条例第三条の規定にかかわらず、知事等（特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第二条第三項に規定する知事等をいい、公営企業の管理者及び医師である病院事業の管理者であつて知事が特に認めるものを除く。）の地域手当については、当分の間、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「令和二年改正前給与条例」という。）第十一条の二の規定の例により支給する。
（任期付研究員の給料に関する経過措置等）

第六条 改正後任期付研究員条例第五条の規定にかかわらず、同条第一項及び第二項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、これらの表に掲げる給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をこれらの表に掲げる給料月額とする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

（任期付職員の給料に関する経過措置等）

第七条 改正後任期付職員条例第六条の規定にかかわらず、同条第一項に定める給料表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を同表に掲げる給料月額とする。

2 附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない。

（短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置）

第八条 第六条の規定による改正後の短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の適用については、当分の間、同表事務職の項中「七、三〇〇円」とあるのは「七、四〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一一、九五〇円」と、同表教育職の項中「八、〇〇〇円」とあるのは「八、一〇〇円」と、「一三、九〇〇円」とあるのは「一四、一〇〇円」と、同表医療職の項中「七、五五〇円」とあるのは「七、六五〇円」と、「一一、七〇〇円」とあるのは「一一、八五〇円」と、同表専門事務職の項中「一一、六〇〇円」とあるのは「一一、七五〇円」と、「一五、七〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、同表専門教育職の項中「八、八〇〇円」とあるのは「八、九〇〇円」と、「一四、四五〇円」とあるのは「一四、六〇〇円」と、同表専門研究職の項中「九、八〇〇円」とあるのは「九、九〇〇円」と、「一六、六〇〇円」とあるのは「一六、八〇〇円」と、同表専門医療職の項中「一一、二〇〇円」とあるのは「一一、三五〇円」と、「三一、〇五〇円」とあるのは「三一、三五〇円」と、同表高度専門職の項中「一八、七五〇円」とあるのは「一九、〇〇〇円」と、「四一、五〇〇円」とあるのは「四二、〇五〇円」と、同表備考中「一万三千九百円」とあるのは「一万四千百

円」と、「一万六千四百五十円」とあるのは「一万六千六百五十円」と、「一万六千九百円」とあるのは「一万七千五百円」と、「一万七千五百円」とあるのは「一万七千七百五十円」と、「一万八千五百円」とあるのは「一万九千五百円」と、「一万七千二百五十円」とあるのは「一万七千五百円」と、「一万四千三百五十円」とあるのは「一万四千六百五十円」とする。

(住居手当に関する経過措置)

第九条 令和二年施行日の前日において令和二年改正前給与条例第十一条の五の規定により支給されていた住居手当の月額が千円を超える職員であつて、令和二年施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、令和三年三月三十一日までの間、令和二年改正後給与条例第十一条の五の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から千円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 令和二年改正後給与条例第十一条の五第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - 二 旧手当額から令和二年改正後給与条例第十一条の五第二項の規定により算定される住居手当の月額に相当する額を減じた額が千円を超えることとなる職員
- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(臨時的任用の職員の期末手当に関する経過措置)

第十条 令和二年施行日の前日の属する月以前において臨時的任用の職員（臨時的任用の職員であつて、給与条例の規定を適用することが適当でない者として令和二年改正前給与条例第二十条の規定の適用を受けていたもののうち、令和二年施行日前において給与条例第十八条に規定する期末手当の支給の対象とされていなかった臨時的任用の職員に限る。）として在職していた者の在職期間は、令和二年改正後給与条例第十八条第二項に規定する在職期間に通算しないものとする。

(日日雇用職員等の退職手当に関する経過措置)

第十一条 第七条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「改正前退職手当条例」という。）第七条第五項第一号に規定する職員以外の地方公務員のうち改正前退職手当条例第二条第二項に規定する者に相当するもの、改正前退職手当条例第七条第五項第二号に規定する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する者で改正前退職手当条例第二条第二項に規定する者に相当するもの及び改正前退職手当条例第七条の二第一項各号に掲げる者（改正前退職手当条例第七条の二第二項の規定により同条第一項の規定が準用される者を含む。）に係る退職手当の

算定の基礎となる勤続期間の計算については、なお、従前の例による。

第十二条 令和二年施行日の前日の属する月以前に臨時的任用職員（改正前退職手当条例第二条第一項に規定する臨時的任用職員をいう。）として在職していた者の勤務した期間の取扱いについては、第七条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後退職手当条例」という。）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

第十三条 職員（改正後退職手当条例第二条に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。次項及び第四項において同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）に相当するものが引き続いて職員となった場合には、改正後退職手当条例第七条第五項の規定にかかわらず、当分の間、その者を同項第一号の二に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者であつて、職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに相当するものが引き続いて職員となった場合について準用する。この場合において、前項中「同項第一号の二」とあるのは「同項第二号」とする。

3 改正後退職手当条例第七条の二第一号の規定は、当分の間、前二項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、同号中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

4 職員以外の地方公務員のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至るまでの者（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。）から引き続いて職員となったもの又は国家公務員退職手当法第二条第二項に規定する者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至るまでのものから引き続いて職員となったもので、通算して六月を超える期間勤務したものについては、改正後退職手当条例第七条の二の規定にかかわらず、当分の間、その者を同条第二号に規定する者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第二号中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

（人事委員会規則への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

人事委員会の令和元年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

(県第二百二十八号議案)

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

〔人事課〕
〔病院事業局〕

一 改正の理由

人事委員会の令和元年十月二日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 諸手当の改定

(1) 地域手当

地域手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正 案
東京都特別区	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一八・七
大阪府大阪市	一〇〇分の一六	一〇〇分の一四・七
広島市及び安芸郡府中町	一〇〇分の七・五	一〇〇分の六・二
その他広島県内の地域	一〇〇分の四・五	一〇〇分の三・二

(2) 住居手当

住居手当の支給額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正 案
支給対象となる家賃の下限	二二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
支給限度額	二七、〇〇〇円	二八、〇〇〇円

(3) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	現 行	改 正 案
職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九五
	一二月	一〇〇分の九二・五	一〇〇分の九五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の一二二・五	一〇〇分の一二五
	一二月	一〇〇分の一二二・五	一〇〇分の一二五

(4) 特定の職員についての適用除外の見直し

任期付短時間勤務職員を単身赴任手当の支給対象とする。

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料月額の見直し

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 期末手当の見直し

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区分	支給月	現行	改正案
任期付研究員	六月	100分の150	100分の152.5
	十二月	100分の150	100分の152.5

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料月額の見直し

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 期末手当の見直し

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区分	支給月	現行	改正案
特定任期付職員	六月	100分の150	100分の152.5
	十二月	100分の150	100分の152.5

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区分	支給月	現行	改正案
特別職の職員等	六月	100分の150	100分の152.5
	十二月	100分の150	100分の152.5

5 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定

短時間勤務会計年度任用職員の給与を、1(一)の職員の給料月額の改定に伴い改定する。

6 臨時的任用の職員等に係る規定の見直し

(一) 地方公務員法の一部改正に伴い、臨時的任用の職員の給与について職員と異なる取扱いをする規定を見直すとともに、臨時的任用の職員を退職手当の支給対象とするよう規定を整備する。

(二) 国又は他の地方公共団体の職員等として勤務した期間を退職手当の算定に係る在

職期間として通算する規定について、一定の要件を満たす地方公務員法第二十二條の二第一項第二号の会計年度任用職員等も対象となるよう規定を整備する。

③ 日日雇用職員に関する規定を削除する。

7 その他

(一) 人事委員会の給与勧告のとおり、1(一)(1)により地域手当の支給割合を引き下げることに伴い、職員等の給料月額について、同程度引き上げる措置を設ける。

(二) 1(一)(2)の住居手当の改定について、月額千円を超える減額となる職員について、緩和措置を設ける。

③ その他必要な経過措置等を定める。

三 施行期日等

1 一(一)及び(三)並びに二から二四までについては、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

2 1以外については、令和二年四月一日から施行する。

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百三条

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、くさ地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤労手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

ない。

2 地方公務員法

第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

3 地方公営企業法

第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

- ④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

令和元年 12 月 3 日

広島県知事 様
(人 事 課)

広島県教育委員会
(総 務 課)



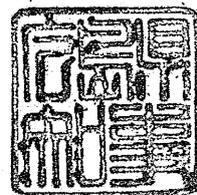
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見
について (回答)

令和元年 12 月 2 日付けで意見を求められたこのことについては, 同意します。

令和元年12月3日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり市町立学校職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により，貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和元年十二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

教 育 職 給 料 表 （イ）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,100	175,900	264,200	293,100	406,800
	2	161,600	178,000	266,700	295,700	408,300
	3	163,100	180,100	269,000	298,600	409,800
	4	164,600	182,300	271,300	301,000	411,300
	5	166,300	184,300	273,800	303,500	412,700
	6	168,100	186,500	276,200	305,800	414,100
	7	169,900	188,700	278,400	308,100	415,600
	8	171,700	190,900	280,600	310,500	417,200
	9	173,400	193,100	282,700	312,900	418,600
	10	175,500	195,900	285,000	315,300	420,000
	11	177,500	198,600	287,400	318,000	421,400
	12	179,500	201,300	289,500	320,900	422,700
	13	181,400	204,100	291,900	323,300	424,000
	14	183,600	205,800	293,900	325,200	425,400
	15	185,800	207,400	295,800	327,100	426,800
	16	188,000	209,100	297,800	329,200	428,200
	17	190,200	210,900	299,900	331,200	429,400
	18	192,800	212,500	302,300	333,400	430,700
	19	195,300	214,200	304,800	335,500	431,900
	20	197,800	215,800	307,500	337,500	433,200
	21	200,300	217,600	309,700	339,700	434,300
	22	202,000	219,500	312,100	341,600	435,500
	23	203,700	221,400	314,300	343,800	436,800
	24	205,400	223,300	316,900	345,900	438,100
	25	206,900	224,800	319,500	347,600	439,400

	26	208,300	226,800	321,800	349,400	440,600
	27	209,900	228,800	324,000	351,300	441,600
	28	211,400	230,800	326,100	353,200	442,700
	29	213,100	232,600	328,300	355,000	443,900
	30	214,800	235,300	330,000	356,800	444,700
	31	216,500	238,000	332,100	358,500	445,500
	32	218,200	240,700	334,100	360,400	446,400
	33	219,500	243,300	335,900	361,700	447,300
	34	221,200	246,100	338,000	363,400	447,800
	35	222,900	248,700	340,100	364,900	448,300
	36	224,600	251,400	342,100	366,700	448,800
	37	226,000	253,900	344,100	368,600	449,300
	38	227,700	256,300	346,000	370,100	
	39	229,400	258,800	348,000	371,400	
	40	231,100	261,100	349,900	373,000	
	41	232,700	263,700	351,400	374,100	
	42	234,400	266,100	353,200	375,500	
	43	236,000	268,300	354,800	376,900	
	44	237,600	270,500	356,500	378,400	
	45	239,300	272,600	358,300	379,800	
	46	240,800	274,800	360,000	381,400	
	47	242,100	277,000	361,300	383,000	
	48	243,500	278,900	362,900	384,500	
	49	244,700	281,200	364,100	385,900	
	50	246,100	283,100	365,600	387,400	
	51	247,500	285,000	367,200	388,900	
	52	248,700	287,000	368,800	390,300	
	53	249,800	288,700	370,200	391,500	
	54	251,200	291,000	371,700	392,800	
	55	252,400	293,300	373,200	393,900	
	56	253,400	295,800	374,700	395,000	
	57	254,600	297,800	376,200	396,400	
	58	255,800	300,200	377,600	397,600	
	59	256,900	302,400	379,000	398,800	
	60	258,100	305,000	380,300	400,100	
	61	259,500	307,300	381,200	401,300	
	62	260,300	309,700	382,400	402,300	
	63	261,500	312,000	383,600	403,700	
	64	262,400	314,200	384,700	405,000	
	65	263,400	316,400	385,600	406,200	
	66	264,800	318,400	386,800	407,300	
	67	265,900	320,400	387,800	408,500	
	68	267,200	322,400	388,900	409,600	
	69	268,800	324,300	390,100	410,600	
	70	270,300	326,400	391,100	411,800	
	71	271,600	328,500	392,200	413,000	
	72	273,000	330,500	393,400	414,200	
	73	274,000	332,600	394,400	414,800	
	74	275,000	334,700	395,500	415,600	
	75	276,200	336,900	396,600	416,300	
	76	277,200	339,100	397,700	416,800	
	77	278,400	340,800	398,600	417,100	
	78	279,500	342,700	399,500	417,500	
	79	280,700	344,400	400,500	417,900	

再任
用職
員以
外の
職員

80	281,900	346,200	401,500	418,300
81	283,100	348,000	402,300	418,600
82	284,000	349,800	403,100	419,000
83	285,200	351,200	403,800	419,400
84	286,400	353,000	404,600	419,700
85	287,300	354,200	405,300	420,000
86	288,200	355,800	406,100	420,400
87	288,900	357,300	406,800	420,800
88	289,900	358,800	407,500	421,100
89	290,900	360,100	408,100	421,400
90	291,800	361,400	408,800	421,700
91	292,700	362,800	409,300	422,000
92	293,500	364,200	410,000	422,200
93	293,800	365,700	410,400	422,400
94	294,500	367,000	410,800	
95	295,200	368,300	411,100	
96	296,000	369,500	411,400	
97	296,800	370,500	411,700	
98	297,600	371,500	412,000	
99	298,400	372,500	412,300	
100	299,100	373,500	412,500	
101	300,000	374,400	412,700	
102	300,500	375,400	413,000	
103	301,000	376,400	413,300	
104	301,500	377,400	413,500	
105	301,700	378,200	413,700	
106	302,100	379,100	414,000	
107	302,400	380,000	414,300	
108	302,600	381,000	414,500	
109	302,800	381,800	414,700	
110	303,000	382,800	415,000	
111	303,300	383,800	415,300	
112	303,600	384,800	415,500	
113	303,800	385,400	415,700	
114	304,000	386,300	416,000	
115	304,200	387,200	416,300	
116	304,500	388,100	416,500	
117	304,800	388,900	416,700	
118	305,100	389,600		
119	305,400	390,400		
120	305,700	391,200		
121	305,900	391,800		
122	306,100	392,600		
123	306,300	393,300		
124	306,600	394,000		
125	306,900	394,600		
126		395,300		
127		395,800		
128		396,400		
129		397,100		
130		397,700		
131		398,200		
132		398,700		

	133		399,000			
	134		399,300			
	135		399,600			
	136		399,900			
	137		400,200			
	138		400,500			
	139		400,800			
	140		401,100			
	141		401,400			
	142		401,700			
	143		402,000			
	144		402,300			
	145		402,500			
	146		402,800			
	147		403,100			
	148		403,300			
	149		403,500			
	150		403,800			
	151		404,100			
	152		404,300			
	153		404,500			
	154		404,800			
	155		405,100			
	156		405,300			
	157		405,500			
再任用職員		225,300	271,200	298,200	324,500	405,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条及び附則第四条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の市町給与条例」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の市町給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(給料に関する経過措置等)

第三条 改正後の市町給与条例第三条第一項第一号イ及び別表第一の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額（同表備考に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。）に百分の百・三を乗じて得た額（その額

に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。

- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第 号。以下「令和元年一部改正条例」という。)附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第二十七号)附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百一・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

- 2 令和元年一部改正条例附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(人事委員会規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

人事委員会の令和元年十月二日付けの給与勧告を考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の令和元年十月二日付けの給与勧告を考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

- 1 市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。
- 2 人事委員会の給与勧告のとおり、地域手当の支給割合を引き下げることに伴い、市町立学校職員の給料月額について、同程度引き上げる措置を設ける。

三 施行期日等

- 1 二1については、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。
- 2 二2については、令和二年四月一日から施行する。

四 根拠法令

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

- 2 地方公務員法

第二十四条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

令和元年 12 月 3 日

広島県知事様

広島県教育委員会
(総務課)



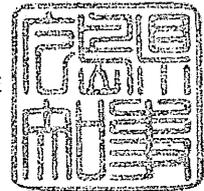
議案に対する意見聴取について (回答)

令和元年 12 月 3 日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和元年 12 月 3 日

広島県教育委員会 様
(総務課)

広島県知事
(財政課)



議案に対する意見聴取について

令和元年 12 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 令和元年度教育委員会関係補正予算

2. 歳入
 第9款 国庫支出金
 第1項 国庫負担金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育費国庫負担金	22,734,212	96,077	22,830,289	義務教育費負担金	96,077	
計	22,744,212	96,077	22,840,289			

第10款 教育費
第1項 教育総務費
(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特定財源			一般財源			
				国支出金	県債	その他				
1 教育委員会費	33,255	85	33,340	0	0	0	85	3 職員手当等 4 共済費	65 20	1. 給与改定に伴う補正 85
2 事務局費	2,865 457	8,067	2,873 524	0	0	0	8,067	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,250 5,791 1,026	1. 給与改定に伴う補正 8,067
計	4,861 637	8,152	4,869 789	0	0	0	8,152			

第2項 小学校費

1 教職員費	57,009 916	203,700	57,213 616	58,264	0	0	145,436	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	44,802 134,786 24,112	1. 給与改定に伴う補正 203,700
計	57,009 916	203,700	57,213 616	58,264	0	0	145,436			

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明	
				国支出金	特定財源	一般財源	区分	金額	説		
											県債
第 3 項 中学校費											
1 教職員費	33,337 095	105,082	33,442 177	29,985	0	0	75,097	2 給料	19,313	1. 給与改定に伴う補正	105,082
								3 職員手当等	72,737		
								4 共済費	13,032		
計	33,337 095	105,082	33,442 177	29,985	0	0	75,097				
第 4 項 高等学校費											
1 高等学校総務費	39,665 957	117,330	39,733 287	0	0	0	117,330	2 給料	17,286	1. 給与改定に伴う補正	117,330
								3 職員手当等	84,845		
								4 共済費	15,199		
計	52,733 526	117,330	52,850 856	0	0	0	117,330				

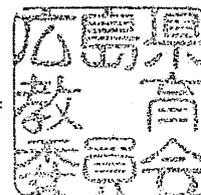
(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説	明	
				国 支 出 金	特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額				
									県 債			其 他
第 5 項 特別支援学校費												
1 特別支援学校費	16,318 126	47,785	16,365 911	7,828	0	0	39,957	2 給料	10,144	1. 給与改定に伴う補正	47,785	
								3 職員手当等	31,971			
								4 共済費	5,670			
計	16,318 126	47,785	16,365 911	7,828	0	0	39,957					
第 7 項 社会教育費												
1 社会教育総務費	793,953	2,513	796,466	0	0	0	2,513	2 給料	353	1. 給与改定に伴う補正	2,513	
								3 職員手当等	1,835			
								4 共済費	325			
計	1,303 195	2,153	1,305 708	0	0	0	2,513					

令和元年12月3日

広島県知事様
(財政課)

広島県教育委員会
(総務課)



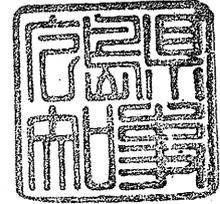
議案に対する意見聴取について(回答)

令和元年12月3日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和元年 11 月 7 日

広島県教育委員会 様

広島県知事



業務委託契約の解除に伴う違約金に係る権利を放棄することについて（照会）

別紙のとおり権利を放棄することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和元年十二月 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 放棄する権利

消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	平成六年度	一三、四〇〇円
	平成七年度	八、八〇〇円
	平成八年度	八、八〇〇円
	平成九年度	一〇九、九〇九円
	平成一〇年度	一三七、〇一八円
	平成一一年度	一三七、〇一八円
	平成一二年度	一三七、〇一八円
	平成一三年度	一三七、〇一八円
	平成一四年度	一六六、一〇九円
	平成一五年度	一四七、五〇〇円
	平成一六年度	五七、五〇〇円
	平成一七年度	一〇六、一五〇円
	平成一八年度	二二九、六〇〇円
	平成一九年度	二二九、六〇〇円
平成二〇年度	七一、七〇〇円	
母子福祉資金貸付違約金	平成一二年度	一三、三〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一八年度	一一、五〇〇円
生活保護費戻入金及び返還金	平成一四年度	二六、三〇一円
	平成一七年度	八三、九五二円
廿日市ボートパーク仮棧橋及び暫定棧橋使用料	平成一五年度	七一、四〇〇円

五日市漁港フィッシュヤリーナ仮棧橋及び暫定棧橋使用料	平成一四年度	一三三、二八〇円
	平成一五年度	一四二、三七五円
	平成一六年度	一八六、八四〇円
	平成一七年度	三六六、八四〇円
	平成一八年度	一三三、二八〇円
県営住宅使用料	昭和五八年度	一一、九〇〇円
	昭和五九年度	一八三、〇〇〇円
	昭和六〇年度	二二三、八〇〇円
	昭和六一年度	七九、二〇〇円
	昭和六二年度	五二、九〇〇円
	昭和六三年度	四一六、九〇〇円
	平成元年度	一四一、七四〇円
	平成三年度	一三四、一一〇円
	平成四年度	三六〇、八〇〇円
	平成五年度	四九五、三九四円
	平成六年度	六〇〇、六〇〇円
	平成七年度	二二三、〇〇〇円
	平成八年度	二六〇、三〇〇円
	平成九年度	三五一、三六〇円
	平成一〇年度	四二六、九五〇円
	平成一一年度	一、一九二、三六二円
	平成一二年度	六九七、九五三円
	平成一三年度	三一九、〇〇〇円
	業務委託契約の解除に伴う違約金	平成一九年度
県立病院使用料及び手数料	平成一二年度	六四、七五〇円
	平成一三年度	五、八二〇円
	平成一四年度	一七、一七〇円
	平成一五年度	一一、六八〇円
	平成一六年度	三、九〇〇円
	平成一七年度	一、四九〇円
	平成二〇年度	九、二〇〇円

	平成二二年度	六三五、九七五円
	平成二三年度	一、八〇三、一八〇円
	平成二四年度	一、〇五五、四五〇円
	平成二五年度	一三、四八〇円
	平成二六年度	一四六、一九〇円
	平成二七年度	一三二、八四〇円
業務委託契約の解除に伴う違約金	平成二九年度	三三、六四二円

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

権利の放棄について

こども家庭課
 社会援護課
 港湾振興課
 住宅課
 企業局
 病院事業局
 教育委員会

一 提案の要旨

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権について、権利を放棄する。

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	平成六年度	一三、四〇〇円
	平成七年度	八二、八〇〇円
	平成八年度	八二、八〇〇円
	平成九年度	一〇九、九〇九円
	平成一〇年度	一三七、〇一八円
	平成一一年度	一三七、〇一八円
	平成一二年度	一三七、〇一八円
	平成一三年度	一三七、〇一八円
	平成一四年度	一六六、一〇九円
	平成一五年度	一四七、五〇〇円
	平成一六年度	五七、五〇〇円
	平成一七年度	一〇六、一五〇円
	平成一八年度	二九、六〇〇円
	平成一九年度	二九、六〇〇円
平成二〇年度	七、七〇〇円	
母子福祉資金貸付違約金	平成一二年度	一三、三〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一八年度	一一、五〇〇円
生活保護費戻入金及び返還金	平成一四年度	二六、三〇一円
	平成一七年度	八三、九五一円

甘日市ホートパーク仮棧橋及び暫定棧橋使用料	平成一五年度	七、四〇〇円
五日市瀬港アイシヤリーナ仮棧橋及び暫定棧橋使用料	平成一四年度	一三、二八〇円
	平成一五年度	二四、三七五円
	平成一六年度	二八、八四〇円
	平成一七年度	三六、八四〇円
	平成一八年度	一三、二八〇円
県営住宅使用料	昭和五八年度	一、九〇〇円
	昭和五九年度	一八、〇〇〇円
	昭和六〇年度	二三、八〇〇円
	昭和六一年度	七、二〇〇円
	昭和六二年度	五、九〇〇円
	昭和六三年度	四一、九〇〇円
	平成元年度	一四、七四〇円
	平成三年度	一三、一一〇円
	平成四年度	三六、八〇〇円
	平成五年度	四九、三九四円
	平成六年度	六〇、六〇〇円
	平成七年度	一三、〇〇〇円
	平成八年度	二六、三〇〇円
	平成九年度	三五、三六〇円
	平成一〇年度	四二、九五〇円
	平成一一年度	一、一九二、三六二円
	平成一二年度	六九、九五三円
	平成一三年度	三九、〇〇〇円
	業務委託契約の解除に伴う違約金	平成一九年度
県立病院使用料及び手数料	平成一二年度	六四、七五〇円
	平成一三年度	五、八二〇円
	平成一四年度	一七、一七〇円
	平成一五年度	一、六八〇円
	平成一六年度	三、九〇〇円

	平成一七年度	一、四九〇円
	平成二〇年度	九、二〇〇円
	平成二一年度	六三五、九七五円
	平成二二年度	一、八〇三、一八〇円
	平成二三年度	一、〇五五、四五〇円
	平成二五年度	一三、四八〇円
	平成二六年度	一四六、一九〇円
	平成二七年度	一三一、八四〇円
業務委託契約の解除に伴う違約金	平成二九年度	三三、六四二円

三 根拠法令

地方自治法

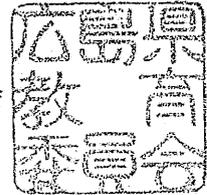
第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

令和元年12月3日

広島県知事様

広島県教育委員会
(総務課)



業務委託契約の解除に伴う違約金に係る権利を放棄すること
について(回答)

令和元年11月7日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。